

江東区自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す～

(素案)

令和2（2020）年3月

江東区

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の期間	1
第4節 計画の策定体制	2
第2章 自殺の現状と課題	3
第1節 自殺対策に関する国・東京都の動向	3
第2節 本区の自殺を取り巻く現状	5
第3章 計画の基本的な考え方	14
第1節 計画の基本理念	14
第2節 計画の基本施策	16
第3節 施策の体系	17
第4節 目標指標	18
第4章 施策の展開	20
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	20
基本施策2 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援	24
基本施策3 区民への相談支援と周知・啓発	27
基本施策4 生きることの促進要因への支援	40
基本施策5 児童生徒への支援の充実	45
第5章 計画の推進に向けて	50
第1節 推進体制	50
第2節 進行管理	50
資料編	51
1 江東区自殺対策計画策定協議会設置要綱	51
2 江東区自殺対策計画策定協議会委員名簿	52

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国では、平成10年以降自殺者が3万人を超える状況が続いてきました。そのような中で、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、それまで「個人的な問題」とされていた自殺が「社会的な問題」と位置付けられ、社会全体で自殺対策推進に向けた取組を進める機運が高まりました。

さらに平成19年には「自殺総合対策大綱」の策定、平成28年に「自殺対策基本法」の一部改正が行われ、その中で都道府県及び区市町村において自殺対策計画の策定が義務付けるなど、地域の状況に応じた自殺対策の強化が図られることとなりました。

本区においても、様々な部署において相談支援を実施しており自殺者数は減少傾向にありますが、なお一層の自殺対策の充実が求められています。

そこで、本区のこれまでの取組を充実するとともに、全庁的な視野で自殺対策の総合的な推進を図ることを目的に「江東区自殺対策計画（仮称）」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として策定します。また、区の最上位計画である「江東区長期計画」を基軸としつつ、区に関連諸計画との整合を図りながら策定します。

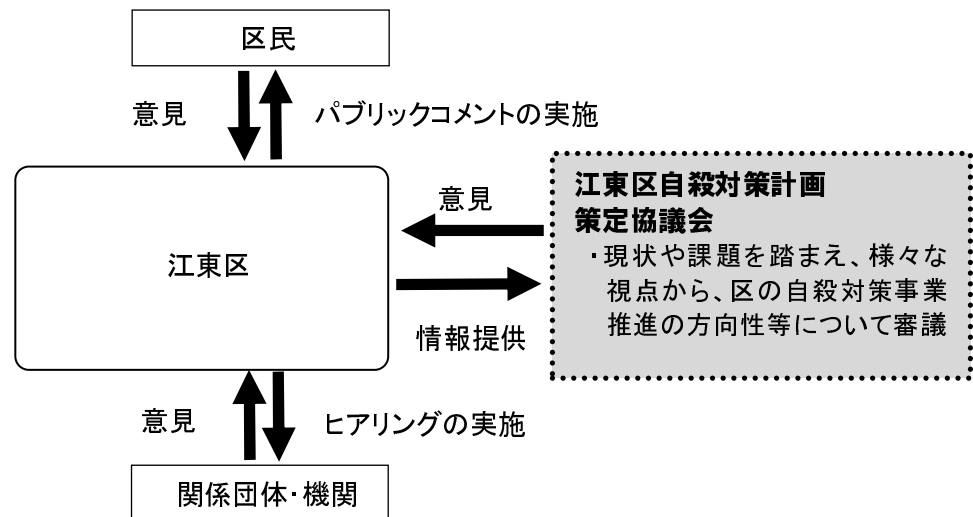
第3節 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度からの5か年を計画期間とします。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第4節 計画の策定体制

本計画は、有識者、関係団体、関係機関などで構成される「江東区自殺対策計画策定協議会」における審議および全庁的な検討等を経て策定します。

また、策定に当たっては、教育関係者、福祉関係者へのヒアリング調査や、パブリックコメントの実施等を通じ、区民をはじめとするさまざまな視点からの意見反映に努めます。



第2章 自殺の現状と課題

第1節 自殺対策に関する国・東京都の動向

1 国の動向

- 平成 10 年以降、警察庁の自殺統計では、自殺者数が3万人を越え、平成 15 年をピークに高い水準で推移してきました。そうした中、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が施行され、自殺を「個人的な問題」から「社会的な問題」として、社会全体で対策に取り組む動きが活発化しました。
- 平成 19 年6月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、社会的な取組により自殺は防ぐことができるということを明確に打ち出しました。個人の心の健康問題に対する働きかけだけでなく、働き方を見直したり、何度でも再チャレンジできる社会を創り上げていくなど、社会的要因も踏まえ、総合的に取り組むこととしました。
- 平成 20 年 10 月に、自殺総合対策大綱策定後のフォローアップ結果等も踏まえ、当面強化・加速化するべき施策を「自殺対策加速化プラン」として自殺総合対策会議で決定しました。さらに、自殺総合対策大綱の一部を改正し、インターネット上の自殺関連情報対策の推進等を盛り込んでいます。
- 平成 22 年2月に、厳しい雇用情勢などを背景とした自殺者数の高止まりを受けて、自殺総合対策会議により「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が決定されました。
- 平成 19 年の「自殺総合対策大綱」策定から5年後の平成 24 年8月、最初の全体的見直しが行われました。
- 自殺対策基本法の施行から 10 年が経過しようとする中、自殺対策の更なる強化・加速に向けて、それまでの知見や経験を踏まえて、自殺対策基本法の一部改正が行われ、平成 28 年4月に施行されました。この中で、都道府県及び区市町村に対して、地域自殺対策計画の策定を義務化しています。
- 自殺対策基本法改正の趣旨等を踏まえ、翌平成 29 年7月に「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

2 都の動向

- 平成 19 年 1 月に、庁内の関係局の緊密な連携の下、自殺対策に資する取組を積極的に展開し、自殺のない健康で生きがいを持って暮らすことのできる都民生活の実現を目指すことを目的に、自殺対策推進庁内連絡会議を設置しました。
- 平成 19 年 7 月に、保健、医療、福祉、教育、労働などの多様な分野の参加により、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策に取り組むため、『自殺総合対策東京会議』を設置しました。
- 平成 21 年 3 月に、関係機関・団体の連携・協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進することを目的として、東京における自殺総合対策の取組方針（以下「取組方針」という）を策定しました。
- 平成 25 年 11 月に、国の自殺総合対策大綱の見直しと、都の自殺の現状を踏まえ、都の取組方針を改正しました。
- 平成 30 年 6 月に、国の自殺総合対策大綱の見直しを踏まえ、「東京都自殺総合対策～こころといのちのサポートプラン～」を策定しました。

	国の動き	都の動き
平成 18 年 10 月	「自殺対策基本法」制定	
平成 19 年 1 月		「自殺対策推進庁内連絡会議」の設置
平成 19 年 6 月	「自殺総合対策大綱」閣議決定	
平成 19 年 7 月		「自殺総合対策東京会議」の設置
平成 20 年 10 月	「自殺対策加速化プラン」の決定	
平成 21 年 3 月		「東京における自殺総合対策の取組方針」（取組方針）策定
平成 22 年 2 月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の決定	
平成 24 年 8 月	「自殺総合対策大綱」の初の全面的見直し	
平成 25 年 11 月		取組方針の改正
平成 28 年 4 月	改正「自殺対策基本法」の施行	
平成 29 年 7 月	「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」閣議決定	
平成 30 年 6 月		「東京都自殺総合対策～こころといのちのサポートプラン～」策定

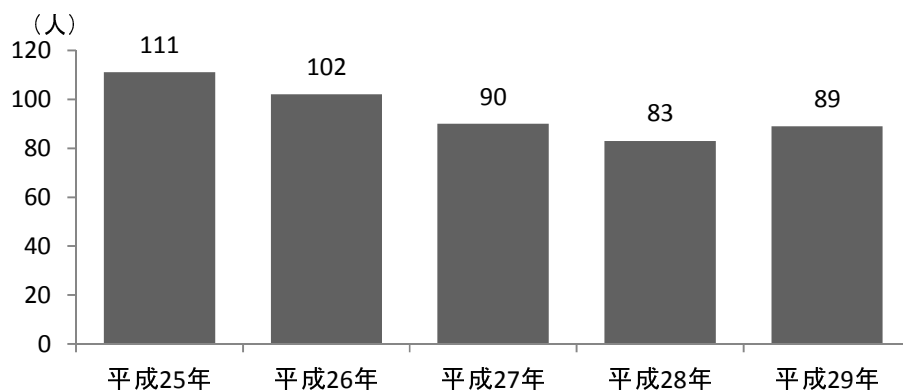
第2節 本区の自殺を取り巻く現状

(1) 統計データからみる自殺の状況

本区の自殺者数は、平成25年から平成28年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年は89人と、前年比で約7.2%増となっています。

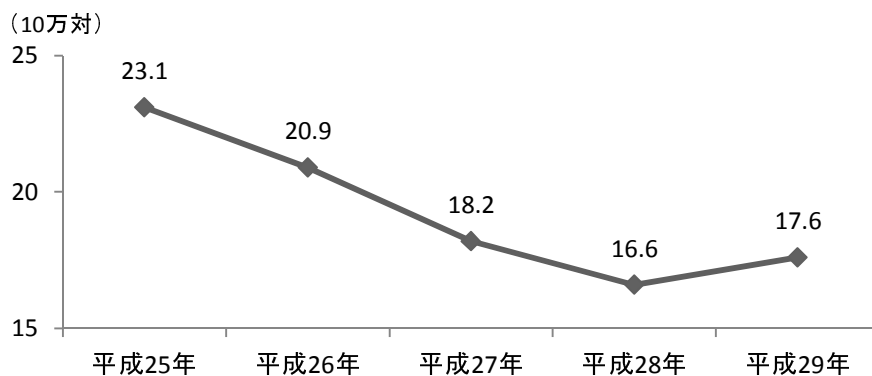
自殺死亡率も、平成25年から平成28年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年は17.6と、前年比で1ポイント増となっています。全国、東京都との比較では、平成27年から平成28年にかけて、わずかに低い水準となりましたが、平成29年には再び高い自殺死亡率となっています。

■自殺者数の推移【江東区】



資料：：自殺統計（警察庁）

■自殺死亡率の推移【江東区】



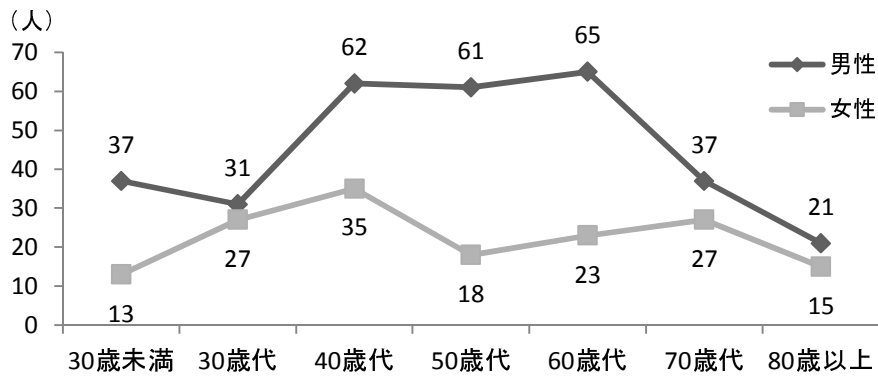
■自殺死亡率の推移【江東区・東京都・全国】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均
江東区	23.1	20.9	18.2	16.6	17.6	19.2
東京都	21.0	19.6	18.6	16.6	15.9	18.3
全国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	18.5

資料：自殺統計（警察庁）

平成 25 年～平成 29 年の自殺者数を男女別にみると、男性は 317 人、女性は 158 人で、男性が女性の約 2 倍となっています。また、年齢層別にみると、すべての年代で男性が上回っており、特に男性 40 歳代から 60 歳代で高い傾向がみられます。

■年代別・男女別自殺者数（平成 25～29 年合計）【江東区】



	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	37	31	62	61	65	37	21	317
女性	13	27	35	18	23	27	15	158

資料：自殺統計（警察庁）

平成 25 年～平成 29 年における、性別、年代別、職業の有無別、同居者の有無別の主な自殺の特徴は、1 位「男性 60 歳以上無職独居」、2 位「男性 40～59 歳有職同居」、3 位「男性 60 歳以上無職同居」、4 位「女性 60 歳以上無職同居」、5 位「女性 40～59 歳無職同居」と、上位 3 位が中高年男性となっています。

■地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成 25～29 年合計））【江東区】

上位 5 区分※注 1	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率※注 2 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路※注 3
1 位:男性 60 歳以上無職独居	51	10.7%	125.6	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2 位:男性 40～59 歳有職同居	44	9.3%	16.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:男性 60 歳以上無職同居	42	8.8%	35.2	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4 位:女性 60 歳以上無職同居	37	7.8%	17.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位:女性 40～59 歳無職同居	35	7.4%	22.7	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺

※注 1 順位は自殺者数の多さにもとづく。

※注 2 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

※注 3 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考。あくまでも、該当する性別・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。

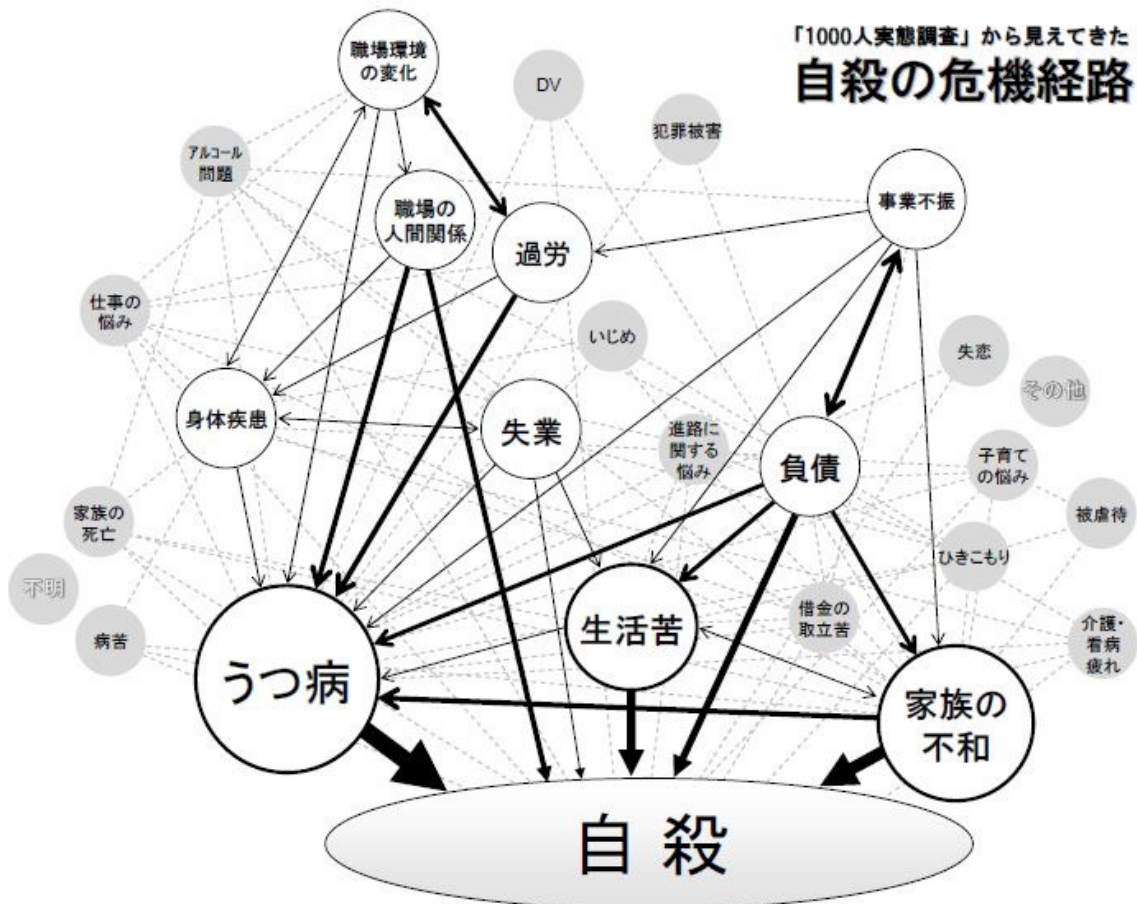
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018 更新版）」

前頁下表の「背景にある主な自殺の危機経路」については、特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク（以下「NPO法人ライフリンク」）が実施した調査の知見が活かされています。

■自殺の危機経路

- ①うつ病
- ②家族の不和（親子間＋夫婦間＋その他＋離婚の悩み）
- ③負債（多重債務＋連帯保証債務＋住宅ローン＋その他）
- ④身体疾患（腰痛＋その他）
- ⑤生活苦（＋将来生活への不安）
- ⑥職場の人間関係（＋職場のいじめ）
- ⑦職場環境の変化（配置転換＋昇進＋降格＋転職）
- ⑧失業（＋就職失敗）
- ⑨事業不振（＋倒産）
- ⑩過労

以上 10 の要因を、「自殺の 10 大危機要因」とする。



資料：NPO法人ライフリンク『自殺実態白書 2013』【第一版】2013年3月

平成 25 年～平成 29 年の有職者自殺の内訳をみると、「自営業・家族従業者」31 人（18.7%）、「被雇用者・勤め人」135 人（81.3%）と、全国と比較して「被雇用者・勤め人」の割合がわずかに高くなっています。

■有職者の自殺の内訳（特別集計（自殺日・住居地、H25～29 合計））【江東区・全国】

職業	江東区		全国	
	自殺者数（人）	割合（%）	自殺者数（人）	割合（%）
自営業・家族従業者	31	18.7	8,596	20.3
被雇用者・勤め人	135	81.3	33,771	79.7
合計	166	100.0	42,367	100.0

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018 更新版）」

自殺の手段別にみると、平成 25 年から平成 29 年の合計で、首つり以外 46.5%と、全国割合と比較して首つり以外の割合が高くなっています。特に飛降りで 24.2%と、全国と比較して 14.3 ポイント高くなっています。

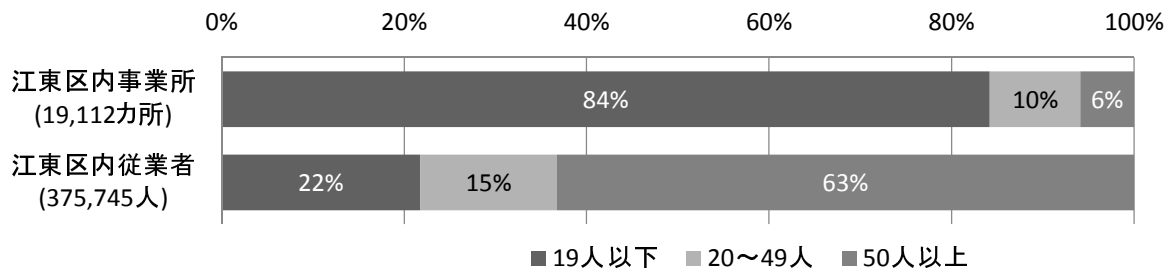
■手段別の自殺者数（特別集計（自殺日・住居地、H25～29 合計））【江東区・東京都・全国】

手段	江東区		東京都	全国
	自殺者数（人）	割合（%）	割合（%）	割合（%）
首つり	249	52.4	58.6	66.2
首つり以外（小計）	221	46.5	40.8	33.7
服毒	7	1.5	2.0	2.5
練炭等	18	3.8	4.2	7.0
飛降り	115	24.2	17.6	9.9
飛込み	10	2.1	4.5	2.4
その他（小計）	71	14.9	12.5	12.0
不詳	5	1.1	0.6	0.1
合計	475	100	100	100

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018 更新版）」

平成 26 年 7 月調査時点の区内事業所の総数は 19,112 事業所、内「19 人以下」の事業所が 84%を占めています。一方、従業員総数は 375,745 人、内「19 人以下」の事業所での従業員数が 22%となっています。

■区内事業所の規模別事業所・従業員割合【江東区】



資料：H26 経済センサス基礎調査

平成 25 年～平成 29 年における自殺を要因別にみると、「健康問題」が 204 件、「経済・生活問題」が 79 件、「家庭問題」が 72 件等となっています。

ただし、自殺の原因・動機をみるにあたっては、自殺の多くが、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要です。

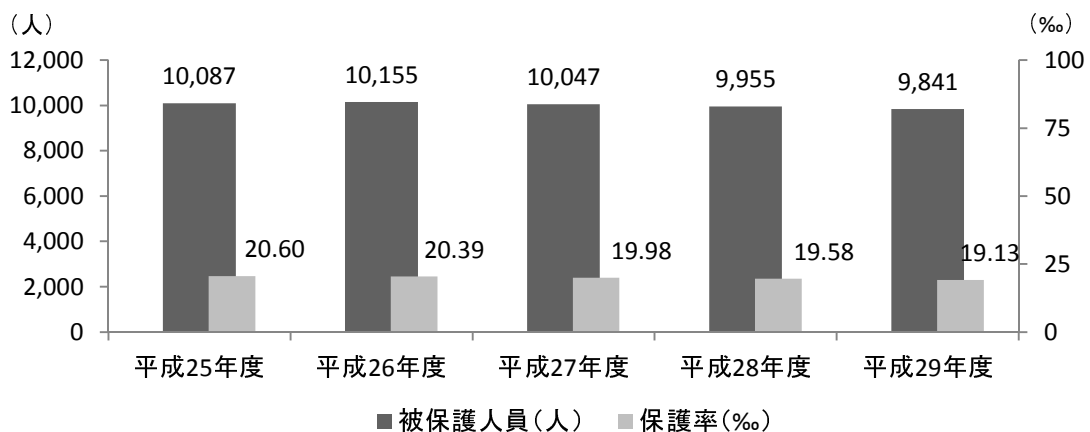
■原因・動機別自殺者数（平成 25～29 合計）【江東区】

家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
72	204	79	57	19	5	13	157

資料：(厚労省) 地域における自殺の基礎資料（平成 25～29 年確定値）

平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、本区の被保護人員、保護率はともに減少傾向となっています。

■被保護人員と保護率の状況【江東区】



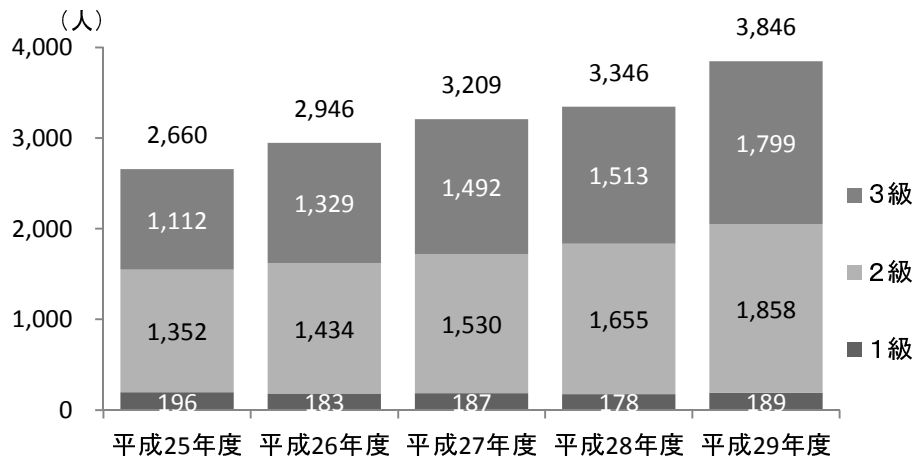
※保護率：人口 1,000 人あたりの被保護人員（単位パーミル（‰））

資料：「江東区データブック」（各年 3 月 31 日現在）

平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 29 年度末時点で 3,846 人となっています。

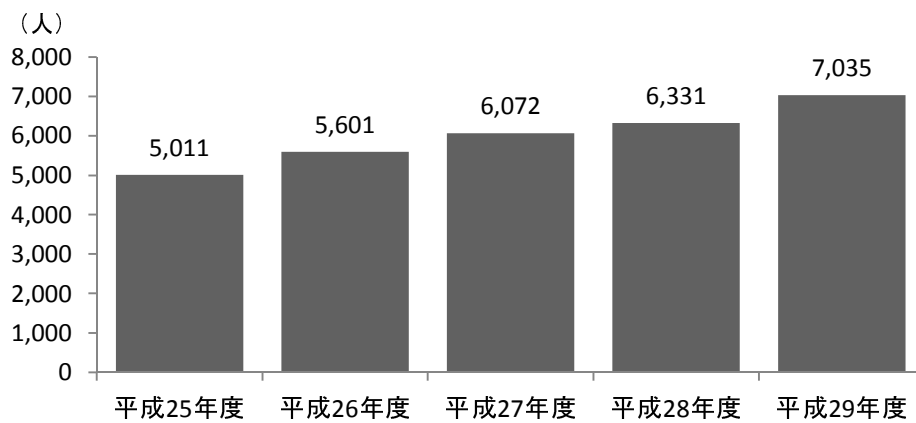
また同期間に、自立支援医療（精神通院医療）の交付者数も増加傾向にあり、平成 29 年度末時点で 7,035 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【江東区】



資料：保健予防課（各年3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）交付数の推移【江東区】

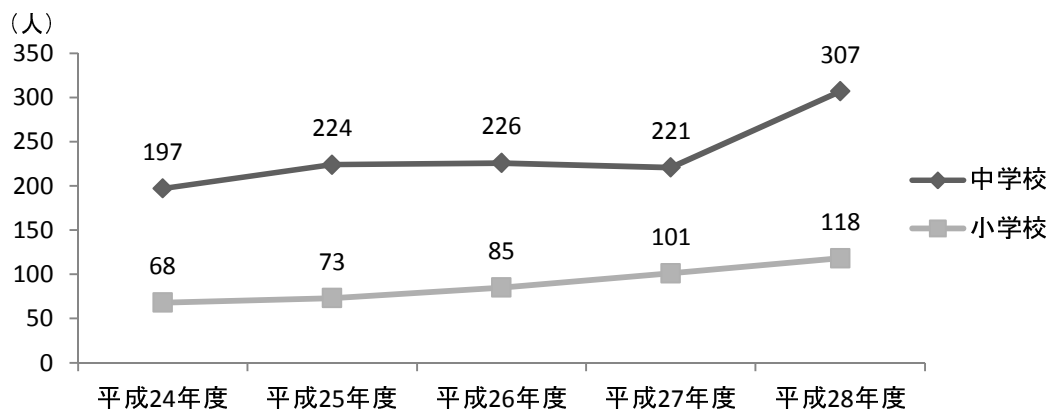


資料：保健予防課（各年3月31日現在）

平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、本区小学校、中学校の不登校児童・生徒数はわずかな増減はありますが増加傾向となっており、平成 28 年度累計で小学校 118 人、中学校 307 人となっています。

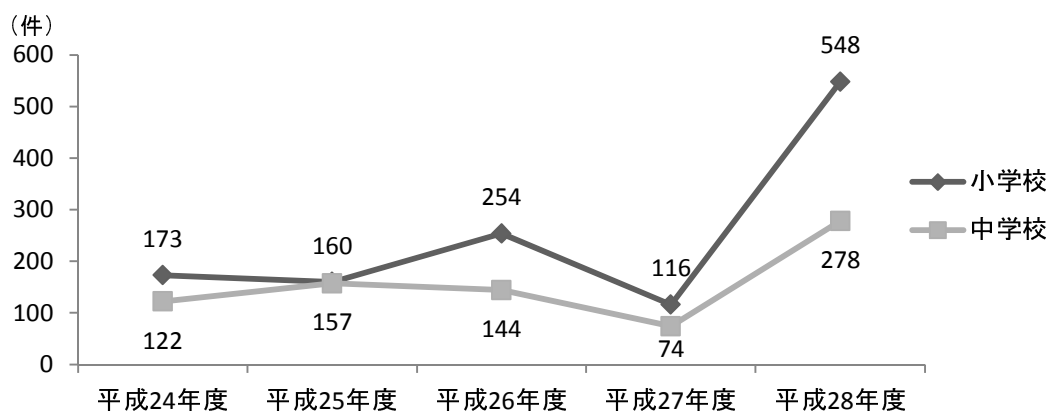
平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、いじめ発生件数は小幅な増減で推移していましたが、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて大きく増加しており、平成 28 年度末時点で小学校 548 件、中学校 278 件となっています。

■不登校児童・生徒数の推移【江東区】



資料：「江東区データブック」（各年度4月～3月計）

■いじめ発生件数の推移【江東区】



資料：「江東区データブック」（各年度4月～3月計）

(2) ヒアリング結果からみる自殺の状況

地域において自殺防止やこころの健康づくりに関わる活動に尽力されている関係者・団体・機関の皆様を対象に、現在の活動の状況や今後の課題、方向性等をお聞きし、江東区自殺対策計画の策定や施策検討のための資料としての活用を目的に、平成30年11月から12月にかけて、ヒアリング調査を実施しました。

調査期間	平成30年11～12月
実施方法	電子メール・FAX・郵送のいずれかの手段にて記入用シートを配付・回収。 また、必要に応じて直接ヒアリングを実施。
対象者	【区・教委】 養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW） 【区・各部署】 生活支援部保護第一課自立支援担当、各保健相談所 【関係団体等】 民生・児童委員、江東区社会福祉協議会、南砂子ども家庭支援センター 地域生活支援センター、東京都江東産業連盟、長寿サポートセンター管理者

■主な意見

- こころに関する問題傾向を感じた場合には、担任を中心として複数の教員が関わりを持ち、問題解決へ向かうよう迅速に対応する。
- いじめアンケートの実施。
- 不登校の児童・生徒の話を知り、保護者の話をよく聞いて、追い詰められない対策をしている。
- ともだちアンケート（6月、11月、2月）を実施し、その後、担任が一人一人聞き取りを行っている。特に、友だちからいやなことをされたり、言われたりして、困っているケースについては、問題の解決に向け、児童への指導を行っている。
- 子どもの心の健康について、保護者が気になることがあっても、どこに相談すれば良いかよく分からないという声が少なからず聞かれる。
- SNSによるトラブルが多い。
- 児童が自殺を口にしたり、悩んでいたりと、解決すべき課題がある際でも、保護者の理解や協力を得られなければ、医療や専門機関につなぐことも可能な支援の実施も困難になることが多い。
- 児童からのSOSをキャッチするべき教職員の意識が低い。（教員の経験不足、多忙）
- こころの健康に問題があると感じた時に、安心して相談できるクリニックや窓口が少ないと感じる。学校経由でなくとも保護者が気軽に相談できる窓口があるとよい。
- このような取組は、自殺やこころの健康に関する正しい情報を知り、全体の意識の底上げを行うために重要。
- 自殺は、突発的なこともあり、予防はとても難しい問題であると思う。家庭や職場、地域社会のどこかに、自分の居場所を感じられることが大切。学校教育を受けている間に、自殺の抑止

力になる力を身につけさせておきたい。

- うつ病や統合失調症等の精神疾患を抱える方の生きづらさや日常生活の困難、生活困窮の相談は増加している。何故そのような状況となったか、まずは丁寧な聞き取りから始める。生活リズムを取り戻すことが自立への一歩であるが、それが相談者にとっては簡単なものではない。
- 心理的虐待が増えている（DV目撃等）。
- 親の介護（経済面、仕事との両立、自分の心身への負担等）について悩み、「楽になりたい」「いっそ自殺したい」などと口にする方がいる。
- なかなか仕事が決まらないことから、家族の中での孤立が増したり、社会的にも必要とされていないのではないかという相談がよくある。
- 頼っていた家族（配偶者等）の死去後、セルフネグレクトの状態になっている方がしばしば見受けられる。
- 家族家庭問題、虐待、DV、貧困、障害等の中に、年代を超えて精神的な問題が起きるアルコール問題が多い。
- 匿名の相談の場合、どこまで本気で相談をしてきているのか疑問に思うときがありつつ、専門家としてどこまで踏み込んでいいのかわからないときがある。
- 以前のように明確な統合失調症、うつ病、という気質的な疾患ではなく、アルコール等の各種アディクション問題、摂食障害、発達障害、不適應、などの問題で次々と相談があがる。
- 新生児訪問やその前の妊娠期の関わりで精神疾患を疑うなど、支援を要する方はたくさんいる。予防活動に力を入れるため、専門機関だけではなく、地域の理解や支援が必要となっている。
- 年々、相談内容が複雑になっている気がする。
- 相談者に寄り添い、気持ちを十分に理解した上で、自立へ向けた支援ができる人材の確保と配置が必要である。
- 教育現場で伝えてほしいことは、困ったりつらいときには誰かに言うこと、誰かに言うことは恥ずかしくないし、だめなことではないということ。その伝え方、伝え先、聴く側の態度などを丁寧に教えること。相談するということを具体的に身につけることを教えてほしい。相談しながら自分を守る、逃げるが勝ち、死ぬよりはよいことと教えること。教育現場にもそれを浸透させてほしい。このスキルはおとなになっても自分を守り、ひとりでも自死を防ぐことに役立つと思う。
- アンケートを通して、職員間でも「自殺対策」を考える機会が出来た。
- 介護ストレスの増加と言われるが、「うちの母は私が看ないといけないから」など、介護者の抱え込みが多いと感じる。
- あるヘルパーさんは、支援をしていた人の死を経験し、気落ちが大きかった。福祉職へのサポートも重要だと感じている。
- 単身の男性は、これまで就労を頑張ってきた人が失職や退職を契機に喪失感を持ち、自分の存在意義が見いだせない、生きがいを取り上げられてしまったような気持ちになるようだ。
- 子どもや介護が必要な配偶者がいる方等、それぞれで境遇は違ってくるが、それらの中には、うまく支援サービスを使えておらず、ストレスがたまり、虐待に向かうケースが見られる。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本区では、区の将来像として「みんなで作る伝統、未来 水彩都市・江東」を基本構想に掲げ、その実現に向け、「水とみどりあふれる環境にやさしいまち」「地域の文化・活力を継承・創造するまち」「安心して快適に暮らせるまち」「みんなで作るまち」の4つを、まちづくりの目標とし、施策の展開を図っています。

本計画では、区の基本構想の考えを踏まえるとともに、国の「自殺総合対策大綱」で示された基本理念と3つの基本認識を、本区の自殺対策の方向性とし、区民をはじめ、区のあらゆる主体が連携し、基本理念の実現に向けた取り組みを推進します。

■基本理念（案）

誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現を目指す

（自殺総合対策大綱の基本理念より）

■基本認識

基本認識1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や役割喪失感、役割の過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまうということが考えられます。

自殺という行動に至った人の直前の心の健康状態について、多くは、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあたり、うつ病、アルコール依存症等により正常な判断ができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。

基本認識2 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取り組みの結果、年間の自殺者数は減少してきており、特に高齢者の自殺死亡率の低下は顕著です。一方、若年層では、20歳未満は自殺死亡率が横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代の死因第1位が自殺であり、自殺死亡率の減少率も低くなっています。

また、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。

本区においても、年間の自殺者数は減少傾向にありましたが、直近では増加しています。

基本認識3 地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイクルを通じて推進する

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、自殺対策基本法にも、その目的を「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」としています。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが望まれています。

本区においては、「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けた様々な取り組みの中に、自殺対策の基本理念とする「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」との考え方・視点を常に共有しながら、PDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していきます。

(自殺総合対策大綱の基本認識より)

第2節 計画の基本施策

国では、地域自殺対策の推進において、全国的に実施することが望ましい施策として、「① 地域におけるネットワークの強化」、「② 自殺対策を支える人材の育成」、「③ 住民への啓発と周知」、「④ 生きることの促進要因への支援」、「⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つを挙げています。

本計画においては、上記を踏まえつつ、心に不安や悩みをかかえる区民が適切な相談を受けられるよう、相談支援を充実する観点を加えます。また、SOSの出し方にとどまらず、自らのいのちを守るための、児童生徒への総合的な支援に向けた視点を加え、次の5つを計画の基本施策とし、施策の展開を図ります。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

地域の関係機関等が連携し、自殺対策に向けたネットワークづくりを進めるとともに、自殺対策を総合的に推進する庁内の連携体制づくりを強化します。

基本施策2 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援

身近な人の不安や悩み、困難に気づき、支援機関につなぐことができるよう、多様な職種や区民に向けた研修・支援を行います。

基本施策3 区民への相談支援と周知・啓発

不安や悩み、困難を抱えている人と、その周囲の人たちが、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談支援体制の充実と相談に関する周知・啓発を行います。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

生きがいづくりや交流・居場所づくりをはじめ、自殺未遂者、遺された人への支援を通じて、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

基本施策5 児童生徒への支援の充実

子どもの時から、命や暮らしの危機に直面したときの問題整理や対処のし方を身につけるとともに、いつでも安心して相談できる支援体制づくりを推進します。

第3節 施策の体系

基本理念	基本施策	施策
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 庁内の連携・ネットワークの強化
	基本施策2 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援	(1) 様々な職種を対象とする研修・支援 (2) 区民を対象とする研修・支援
	基本施策3 区民への相談支援と周知・啓発	(1) 多様な相談支援体制の強化 (2) 各種メディア媒体を活用した啓発 (3) 区民向け講演会・イベント等の開催 (4) 学校・地域と連携した情報発信
	基本施策4 生きることの促進要因への支援	(1) 生きがいづくり・見守り (2) 多様な交流と居場所づくり (3) 自殺未遂者・遺された人への支援
	基本施策5 児童生徒への支援の充実	(1) SOSの出し方に関する教育の推進 (2) 相談・支援体制の強化

第4節 目標指標

平成 29 年 7 月閣議決定の「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和 8（2026）年までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27（2015）年比で 30%以上減少させることを、政府の自殺対策の目標としています。

そこで本区では、国の目標値設定の考え方を踏まえ、当面の目標値として、平成 27（2015）年の年間自殺死亡率 18.2（人数 90 人）を、令和 6（2024）年までにおおむね 30%程度、すなわち自殺死亡率を約 13.3（人数約 66 人）まで減少させることを目指します。

本計画の全体目標

項目	現状値 平成 27 (2015)	目標 令和 6 (2024)	備考
自殺死亡率の減少	18.2 (90 人)	13.3 (66 人)	国基準による減少率達成を令和 7 年とし、計画期間の最終年（前年の令和 6 年）に平成 27 年度比 73%の達成を目指す

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

項目	現状値 令和1 (2019)	目標 令和6 (2024)	備考
「自殺対策ネットワーク会議（仮称）」及び「自殺対策庁内連携会議（仮称）」の開催	—	年間2回開催	

基本施策2 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援

項目	現状値 平成30年度 (2018)	目標 令和6 (2024)	備考
ゲートキーパー養成研修受講者数（累積）	1,000	1,630	

基本施策3 区民への相談支援と周知・啓発

項目	現状値 平成29年度 (2017)	目標 令和6 (2024)	備考
精神的に不調になった時に相談、助けを求めることにためらいを感じる人の割合	42.3%	減らす	区民健康意識調査*

基本施策4 生きることの促進要因への支援

項目	現状値 平成29年度 (2017)	目標 令和6 (2024)	備考
ストレスの解消ができていない人の割合	28.7%	減らす	区民健康意識調査*

基本施策5 児童生徒への支援の充実

項目	現状値 令和1 (2019)	目標 令和6 (2024)	備考
中学生向け相談カード配付先の学校・施設等	24校	43校・施設	

*区民健康意識調査については、江東区健康増進計画（第二次）の評価との関係で実施時期を今後調整する場合があります。

第4章 施策の展開

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの強化

- 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりに向けて、区民、関係団体、関係機関、江東区等、多様な主体・分野が協働・連携し、自殺対策を総合的に推進するための地域ぐるみのネットワークを強化します。
- 「自殺対策ネットワーク会議（仮称）」を立ち上げ、区役所と関係機関等が自殺対策の情報の共有を図るとともに、有機的な連携のあり方なども検討していきます。
- 医療機関等と自殺未遂者に対する情報を共有し、支援につなげる体制作りを目指します。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
「自殺対策ネットワーク会議（仮称）」の運営	保健予防課	「自殺対策ネットワーク会議（仮称）」を立ち上げ、区役所と関係機関等が自殺対策の情報の共有を図るとともに、有機的な連携のあり方なども検討していきます。

事業名	担当課	事業内容
地域精神保健福祉連絡協議会	保健予防課 保健相談所	地域における精神保健福祉を総合的かつ効果的に推進するため年1回協議会を開催しています。 精神保健に関する事項について関係機関・部署と現状の課題を共有し、連携・協力体制づくりを行っています。

事業名	担当課	事業内容
地域ケア会議推進事業	地域ケア推進課	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、地域包括ケアシステムの実現にむけた、多職種連携による、江東区地域包括ケア全体会議及び部会等を開催しています。

事業名	担当課	事業内容
地域自立支援協議会運営事業	障害者施策課	障害児・者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、福祉サービスの連携や支援の体制に関して協議しています。

(2) 庁内の連携・ネットワークの強化

- 庁内各部署において、困難を抱える人への相談にのるとともに、自殺対策の総合的な推進に向けて、分野横断的な連携・支援体制づくりを強化します。
- 「自殺対策庁内連携会議（仮称）」を立ち上げ、庁内関係部局間で自殺対策の情報共有と連携を図るとともに、自殺対策の総合的な実施について協議します。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
「自殺対策庁内連携会議（仮称）」の運営	保健予防課	「自殺対策庁内連携会議（仮称）」を立ち上げ、庁内関係部局間で自殺対策の情報共有と連携を図るとともに、自殺対策の総合的な実施について協議します。

事業名	担当課	事業内容
地域包括支援センター運営事業	地域ケア推進課	第1号介護予防支援事業（総合事業）及び包括的支援事業（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を実施しています。 窓口または相談対応をする職員に対して、連絡会、研修等を通じて自殺対策につながる情報提供等を適宜行っています。

事業名	担当課	事業内容
生活保護事業	保護第一課 保護第二課	生活保護受給者に対して、生活扶助のほか7つの扶助事業や、都の法外事業として被保護者自立促進事業を実施しています。 ケースワーカーにゲートキーパー研修を受講させるとともに、受給者の状況に応じて、医療機関、学校、庁内関係各課との連携を進めています。

事業名	担当課	事業内容
生活困窮者自立 相談等支援事業 【再掲】	保護第一課 保護第二課	<p>生活保護に至る前段階における支援として、総合相談窓口で自立支援を行っています。</p> <p>離職により住宅を失った、もしくは失うおそれのある生活困窮者に対して家賃補助、就労支援を行うとともに、住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊施設や衣食の提供を行っています。</p> <p>支援ネットワーク会議を開催して他事業との連携を進めています。</p> <p>相談支援員がゲートキーパー研修や東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修を受講し、自殺予防の視点をもって相談に臨んでいます。相談内容により、他の適切な相談窓口や支援先の紹介などを行い、必要に応じて同行も行っています。</p>

基本施策2 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援

(1) 様々な職種を対象とする研修・支援

- 身近な人の不安や悩み、困難に気づき、支援機関につなぐことができるよう、様々な職種を対象とした研修・支援を行います。
- 保健予防課では平成22年から区職員等を対象にゲートキーパー研修を実施してきました。自殺対策における「ゲートキーパー」とは、自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことをいいます。
- 一般職員向けのゲートキーパー研修に加えて、高齢者や生活困窮者、こども・若者などの支援に携わる福祉・保健・教育等の職員に向けたレベルアップ研修も開催していきます。
- 相談・支援業務に携わる職員向け「自殺予防対策マニュアル」の整備を進めます。

区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
ゲートキーパー養成研修事業	保健予防課	区全体で自殺対策に取り組むため、区職員、関係機関等に対するゲートキーパー養成研修や、中小企業及び区民に対する自殺予防啓発事業を実施しています。 今後も、区職員、関係機関、区民等に対するゲートキーパー研修の受講と啓発を推進します。 相談・支援業務に携わる職員向け「自殺予防対策マニュアル」の整備を進めます。

事業名	担当課	事業内容
職員安全衛生事業	職員課	ストレスチェックの実施やメンタルヘルスに関連する安全衛生講習会の実施、産業医・カウンセラーによる面談、相談窓口の案内など各種相談事業を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
職員研修事業	職員課	<p>職員の能力開発と、全体の奉仕者としてふさわしい人格、見識を培うため、職層等に応じて各種研修事業を実施しています。</p> <p>また、メンタルヘルス不調者に早期対応できる職場づくりを目指すため、部下の行動からストレスサインを読み取る方法やメンタルヘルス不調者へのサポート方法・対処方法を理解し、職員の心身の健康管理やストレスマネジメントを適切に行う能力の習得を図っています。</p>
	指導室	<p>指導力の向上に向けて、校長会、副校長会においては、メンタルヘルスの視点での教員育成について、初任者・新規採用教員研修会においては、メンタルヘルスを扱った研修を実施し、相談先についても周知を図っています。</p>

事業名	担当課	事業内容
民生・児童委員活動事業	福祉課	<p>民生・児童委員のための会議、研修等を実施しています。</p> <p>生活困窮者に対する支援や高齢者への支援をテーマにした研修を通じて、地域で生活に困っている方を支援するための取り組みを行っています。</p> <p>今後は、ゲートキーパー研修の実施を検討します。</p>

事業名	担当課	事業内容
幼小中連携教育事業	指導室	<p>「江東区連携教育の日」を年2回設定し、保育士と教員が、保育や授業を参観したり、協議会を開催したりして、連携を深めています。</p> <p>中学校区を基本とした24の連携グループごとに、毎回テーマを決めて協議を行っています。</p>

(2) 区民を対象とする研修・支援

- 身近な人の不安や悩み、困難に気づき、支援機関につなぐことができるよう、区民に向けた研修・支援を行います。
- 保健予防課では平成 22 年からゲートキーパー研修を実施してきました。
対象者は区職員その他、区内医療機関や高齢者・福祉施設の職員、一般区民や区内企業の勤務者など、多岐に渡ります。
- 今後も区内の医療機関や高齢者・福祉施設等で働く方にゲートキーパー研修を実施し、支援に携わる人のゲートキーパーの更なる養成と質の向上に努めていきます。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
ゲートキーパー養成 研修事業 【再掲】	保健予防課	区全体で自殺対策に取り組むため、区職員、関係機関等に対するゲートキーパー養成研修や、中小企業及び区民に対する自殺予防啓発事業を実施しています。 今後も、区職員、関係機関、区民等に対するゲートキーパー研修の受講と啓発を推進します。

事業名	担当課	事業内容
人権学習事業	人権推進課	人権に関する現代的課題を取り上げた学習講座を開催しています。 平成 24 年度には自殺対策の視点から、人権学習講座「いじめ問題の取り組みから～子どもたちの死を無駄にしないために～」を開催しています。

事業名	担当課	事業内容
高齢者家族介護 教室事業	地域ケア推進課	高齢者の家族介護者に向けて、介護の知識や技術の習得を通じて、介護負担感の軽減を図るための教室を開催しています。

基本施策3 区民への相談支援と周知・啓発

(1) 多様な相談支援体制の強化

- 不安や悩み、困難を抱えている人と、その周囲の人たちが、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談支援体制の強化を図ります。
- 今後開催予定の「自殺対策庁内連携会議（仮称）」で有機的な庁内連携のあり方について検討していきます。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
精神保健相談事業	保健相談所	何もする気がおきない、眠れない、閉じこもって仕事に行けないなど、こころの問題で悩んでいる方およびそのご家族に対して、専門医による個別相談を実施しています。 個別の相談において、その疾患に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。 また、家族向けの相談教室やデイケアも実施しており、利用者には継続した支援を行っています。

事業名	担当課	事業内容
酒害相談事業	保健相談所	長年の飲酒習慣を振り返り、アルコールに依存しない生活や人との付き合い方を語り合うアルコールミーティングを実施しています。また、家族向けの学習や対応の仕方を学ぶ教室も実施しています。 個別の相談において、その疾患に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。

事業名	担当課	事業内容
思春期精神保健 相談	保健相談所	<p>思春期にある方とご家族に対して、専門医による個別相談を実施しています。</p> <p>気になる症状や疾患に関わるだけでなく、思春期の発達の特徴や学校生活や家庭生活などもふまえて、助言や他の相談窓口、支援先の紹介などを行います。</p>

事業名	担当課	事業内容
高齢者精神保健 相談	保健相談所	<p>高齢期にある方とご家族に対して、専門医による個別相談を実施しています。</p> <p>気になる症状や疾患に関わるだけでなく、高齢期の特徴や身体的な疾患、生活環境などもふまえて、助言や他の相談窓口、支援先の紹介などを行います。</p>

事業名	担当課	事業内容
妊娠出産支援事業	保健相談所	<p>助産師等による妊婦の面接、育児グッズの配布、産後ケア事業（ショートステイ・デイケア・乳房ケア）を実施しています。</p> <p>面接では妊婦の状況を確認、必要時には妊娠中から支援を開始、サービス等の利用につなげています。</p> <p>産後ケア事業を利用する場合にも、申し込み時に不安の有無を確認するとともに委託施設との連携などを行い、必要な支援につなげます。</p> <p>また、児童虐待ハイリスクの妊婦・母子に対しては、母体回復・育児指導等を目的とした支援を実施しています。</p>

事業名	担当課	事業内容
新生児・産婦訪問 指導事業	保健相談所	<p>新生児とその産婦に対する家庭訪問指導を行います。</p> <p>訪問時に産婦の育児の状況や家庭状況等を詳しくうかがい、育児支援チェックリストや EPDS などを用いて、うつ症状などの心配がないかを確認し、地区担当保健師が他機関と連携しながら継続支援を行います。</p>

事業名	担当課	事業内容
乳幼児健診	保健相談所	すべてのお子さんを対象に定期乳幼児健診を行っています。お子さんの成長発達の確認だけでなく、保護者の心配事や生活状況も確認しており、必要な方には相談対応や他の相談窓口を紹介するなど、継続した相談を行っています。

事業名	担当課	事業内容
子育て相談など育児に関する相談事業	保健相談所	子育てに関する不安や悩みのある保護者を対象に、個別またはグループによる相談を実施しています。心理相談員からの助言や、必要時には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。

事業名	担当課	事業内容
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	こども家庭支援課	就学児の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 育児の手助けを必要としている人の援助を行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。

事業名	担当課	事業内容
栄養相談事業	保健相談所	離乳食相談や疾病の食事療法等、各個人に適した食生活の指導や相談を実施しています。 個別の相談において、食事の状況に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。

事業名	担当課	事業内容
歯科相談事業	保健相談所	歯科相談時の問診票を用いて心配事の有無を確認しており、必要な方には相談対応や他の相談窓口を紹介しています。

事業名	担当課	事業内容
難病対策事業	保健相談所	<p>難病患者、家族が安心して地域療養生活が送れるよう療養相談、訪問リハビリ、講演会を実施しています。</p> <p>個別の相談において、その疾患に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。</p> <p>各種医療費や日常生活用具等の給付の申請受付と合わせ、健康状態や経済面など、困難な状況がある方には相談窓口や支援先の紹介などを行います。</p>

事業名	担当課	事業内容
生活困窮者自立相談等支援事業【再掲】	保護第一課 保護第二課	<p>生活保護に至る前段階における支援として、総合相談窓口で自立支援を行っています。</p> <p>離職により住宅を失った、もしくは失うおそれのある生活困窮者に対して家賃補助、就労支援を行うとともに、住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊施設や衣食の提供を行っています。</p> <p>相談支援員がゲートキーパー研修や東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修を受講し、自殺予防の視点をもって相談に臨んでいます。相談内容により、他の適切な相談窓口や支援先の紹介などを行い、必要に応じて同行も行っています。</p>

事業名	担当課	事業内容
被保護者等就労準備支援事業	保護第一課 保護第二課	<p>就労が著しく困難な受給者等に対して、就労に必要な知識及び能力向上を図るための訓練を実施しています。</p> <p>支援員が東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修を受講し、自殺予防の視点をもって相談を行っています。</p> <p>自立の意義や喜びを知り生きがいを見出すことで、自殺予防につながっています。</p>

事業名	担当課	事業内容
家庭・ひとり親相談事業	保護第一課 保護第二課	夫婦や親権の問題、ひとり親家庭の経済上の問題や就業の相談、子どもの養育の問題など、様々な相談に応じます。 また、子の進学に関する資金や転宅資金等の貸付により経済的な支援をします。

事業名	担当課	事業内容
高齢者虐待防止事業	地域ケア推進課	養護者（家族など）あるいは要介護施設従事者等による高齢者に対する虐待についての相談・通報を受け、高齢者の権利利益が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれないよう、各長寿サポートセンターと連携し、必要な支援及び防止を行っています。

事業名	担当課	事業内容
男女共同参画相談事業	男女共同参画推進センター	DV・対人関係、性暴力被害等、女性のなやみに関する相談活動を実施しています。 個別の相談において、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先への紹介なども実施しています。 また、月に3回、予約制で女性弁護士が家庭の問題や仕事のトラブル等についての法律相談を行っています。

事業名	担当課	事業内容
中小企業雇用支援事業	経済課	中小企業の雇用支援策として、こうとう若者・女性しごとセンター事業を実施しています。新卒予定者・若者・女性等を対象に研修やカウンセリングを行い区内中小企業へのマッチングによる就職支援を行うとともに、企業向けコンサルティングにより人材の定着を支援しています。また、内職求人・求職の相談及びあっせんを実施しています。 就職支援の一環として、月に2回、予約制で臨床心理士が心の悩みを抱えた若年者等からの相談にのることができる体制をとっています。

事業名	担当課	事業内容
消費者相談事業	経済課	商品の購入や契約トラブル等、消費生活に関する相談活動を行っています。 消費者相談において、多重債務に関する相談は、弁護士会の無料相談等へ繋ぐなど、迅速な対応を図っています。

事業名	担当課	事業内容
国民健康保険料 収納業務	医療保険課	国民健康保険加入者に対する保険料の賦課及びその収納を実施しています。 国民健康保険加入者が災害・病気・リストラ等にあった場合は一定期間保険料の減免を行います。また、滞納者に対して、本人の経済状況や家族状況を踏まえた細やかな納付相談を行うとともに、滞納者が生活に困窮している場合には、他の相談窓口や支援先の紹介を行います。

事業名	担当課	事業内容
権利擁護推進事業	地域ケア推進課	権利擁護センター「あんしん江東」及び福祉サービス向上委員会の運営を行っています。 権利擁護センターでは、判断能力の不十分な方の福祉サービス利用支援をはじめ、弁護士・司法書士による専門相談、成年後見制度に関する相談・後見人等の申立て支援を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
地域包括支援センター運営事業 【再掲】	地域ケア推進課	第1号介護予防支援事業（総合事業）及び包括的支援事業（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を実施しています。 窓口または相談対応をする職員に対して、連絡会、研修等を通じて自殺対策につながる情報提供等を適宜行っています。

事業名	担当課	事業内容
障害福祉サービス等の提供	障害者支援課	<p>障害のある人や難病の人が地域で安心して暮らすことできるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供しています。</p> <p>利用にあたっては、職員等が利用者の心身の状況をはじめ、家庭生活や経済状況等を伺い適切なサービスに繋がるよう相談支援を行っています。</p>

事業名	担当課	事業内容
介護サービス利用相談	介護保険課	<p>介護保険制度の導入にあわせて設置された窓口で、サービス利用を中心とした相談や苦情に対応しています。</p> <p>同窓口は、①利用者の権利擁護、②介護サービスの質の維持・向上、③介護サービスの適正な確保を役割としています。相談内容によっては、他の機関を紹介する場合があります。</p>

事業名	担当課	事業内容
子ども家庭支援センターの専門相談	子ども家庭支援課	<p>区内5か所にある子ども家庭支援センターにおいて、こどもの発育やことばの悩み、親子関係について等、専門家による相談を定期的実施しています。</p> <p>隔月もしくは月に1度発達相談を実施し、保護者の気持ちを受け止め、発達に対する理解を深めることで、自殺リスクの軽減を図っています。</p>

事業名	担当課	事業内容
心身障害者福祉手当支給事業	障害者支援課	<p>身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、難病等で対象となる人に対し、手当を支給しています。</p> <p>手当の申請受付と合わせ、健康状態や経済面など、困難な状況がある方には相談窓口や支援先の紹介などを行っています。</p>

事業名	担当課	事業内容
障害を理由とする差別の相談	障害者施策課	障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の相談を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
障害者就労・生活支援センター運営事業	障害者支援課	<p>地域における障害者の自立生活を支援するため、就労支援、就労に関する生活支援、在宅福祉サービスの利用支援等を行う就労・生活支援センターを運営しています。</p> <p>就労に関する相談を受ける中で、健康状態や経済面など、困難な状況がある方には関連する相談窓口や支援先の紹介などを行っています。</p>

事業名	担当課	事業内容
障害者虐待防止事業	障害者支援課	<p>障害者虐待防止センターを設置し、虐待を受けている障害者の保護及び養護者への支援、虐待防止のための啓発を行っています。</p> <p>虐待（疑い）事案に関わる当事者、養護者に対し、虐待に至る過程、背景まで確認することで、生活全般における諸問題も併せて解決できるよう関係機関と連携して支援を行っています。</p>

事業名	担当課	事業内容
公害に関する苦情・相談	環境保全課	<p>苦情の申立てに対しては、現地調査をし、東京都環境確保条例またはその他公害関係法令の基準を守るよう発生源に対する指導等を行い、解決と再発防止に努めています。</p> <p>職員のゲートキーパー研修受講を推進し、自殺防止への認識の涵養を図ります。</p> <p>苦情対応においては、苦情対象の事象のみでなく、相談者の日常生活の悩みにも気を配り、必要に応じて相談窓口や支援先の紹介に努めます。</p>

事業名	担当課	事業内容
区営住宅維持管理事業	住宅課	<p>区営住宅の維持管理を行っています。</p> <p>家賃の滞納が発生した際などは、日常生活の状況にも気を配り、必要に応じて相談窓口や支援先へとつなぎます。</p>

(2) 各種メディア媒体を活用した啓発

- 各種メディアを活用し、自殺に関する相談窓口の周知をはじめとする情報提供と啓発を推進します。
- 保健予防課では、ポスターやリーフレット、カレンダーを作成し、区役所窓口や区内中小企業への配布、区報への記事掲載等自殺対策の啓発活動をしてきました。
- 今後も、自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）などでの広報やリーフレット配布先の拡大、イベントでの周知等に取り組んでいきます。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
自殺予防に関する周知・啓発事業	保健予防課	自殺予防対策啓発ポスターや、「こころといのちの相談・支援に関する窓口一覧」の冊子を作成・配布し、自殺防止に向けた情報提供・啓発を行っています。 自殺対策強化月間(3月)、自殺予防週間(9月)には、区報に東京都の事業などを掲載しています。 今後は特集を組む等、啓発方法を検討します。

事業名	担当課	事業内容
メンタルヘルス対策カレンダー配付事業	保健予防課	産業医の設置義務のない従業員50名未満の中小企業向けのメンタルヘルス対策として、こころの健康カレンダーを作成し、区内各事業に送付しています。

事業名	担当課	事業内容
母子健康手帳交付事業	保健予防課 保健相談所	母子健康手帳及び母と子の保健バッグの交付を行い、各種健康管理についての情報提供や相談窓口の周知を行っています。

(3) 区民向け講演会・イベント等の開催

- 区民向け講演会・イベント等の開催を通じて、不安や悩み、困難を抱えている人への相談窓口の周知をはじめとする情報提供と啓発を推進します。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
精神保健相談事業 【再掲】	保健相談所	精神保健に関する講演会を実施しています。 講演会においては参加者に各種相談の窓口案内を配布し、周知・啓発の機会としています。

事業名	担当課	事業内容
青少年相談事業 (こうとうゆう-すてっぷ)	青少年課	ひきこもりや不登校、仕事、人間関係など、概ね中高生から40歳未満の方の幅広い悩みに対する総合相談の実施及び居場所の提供を行います。 当事者の方及びその家族や支援者を対象に、年3回、講演会を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
高次脳機能障害者支援促進事業	障害者支援課	高次脳機能障害に係る相談及び関係機関との地域ネットワークの構築に向けた支援機関連絡会や交流会、リハビリ、講演会などを実施し、本人や家族が必要とする支援先に繋いでいます。

事業名	担当課	事業内容
難病対策事業 【再掲】	保健予防課 保健相談所	難病患者、家族が安心して地域療養生活を送れるよう療養相談、訪問リハビリ、講演会を実施しています。 講演会においては参加者に各種相談の窓口案内を配布し、周知・啓発の機会としています。

事業名	担当課	事業内容
成人保健事業	保健相談所	<p>がんや生活習慣病に関する講演会を実施しています。 講演会においては参加者に各種相談の窓口案内を配布し、周知・啓発の機会としています。</p>

(4) 学校・地域と連携した情報発信

- 学校・地域と連携し、相談窓口の周知をはじめ、自殺の防止や啓発に関する情報発信を推進します。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	男女共同参画推進センター	仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発を推進しています。

事業名	担当課	事業内容
健康増進事業	健康推進課	江東区健康増進計画・江東区がん対策推進計画・江東区食育推進計画に基づき、区民の健康増進に寄与する取組みを推進し、その進捗状況を確認しています。 江東区健康増進計画（第二次）の分野別目標の一つに「こころの健康」を掲げ、心身の健康づくりを推進しています。

事業名	担当課	事業内容
P T A 研修事業	地域教育課	P T A 役員・委員のスキルアップや P T A 間の交流を深めるため、基礎研修会や広報紙研修会などの研修事業を実施し、P T A の活動の充実をめざしています。

事業名	担当課	事業内容
図書館管理運営事業	江東図書館	多様な生き方・考え方や心の豊かさの醸成にアプローチできるよう、幅広いジャンルの資料を収集・提供していきます。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

(1) 生きがいづくり・見守り

- 各種の生きがいづくり・見守りに関する取り組みを通じて、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
高齢者地域見守り支援事業	長寿応援課	一人暮らし高齢者等の社会的孤立や孤独死を防ぐため、地域主体による高齢者の見守り体制の構築を支援しています。

事業名	担当課	事業内容
老人クラブ支援事業	長寿応援課	老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費助成や友愛実践活動への助成及び各種老人クラブ会員向けの事業を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
シニア世代地域活動あと押し事業	長寿応援課	生きがいづくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康で生きがいを持った生活を送るため、シニア世代に対する社会参加や社会貢献活動に参加するための支援を行います。

事業名	担当課	事業内容
被災者支援事業	江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センター	<p>区内に避難している被災者に対し、交流サロンや戸別訪問等を実施しています。</p> <p>サロンについては、週 2 回、東雲住宅集会室において孤立化防止と情報提供を目的にサロンを設置しており、各種相談に応じています。また、月 1 回、子育て世帯を対象とした親子サロンを設置しています。</p> <p>戸別訪問については、生活相談、情報提供、見守り（孤立感の緩和）、生活状況の確認のため、社会福祉士、臨床心理士、ボランティアと共に戸別訪問を実施しています。</p>
	危機管理課 (保健予防課に執行委任し城東保健相談所・深川南部保健相談所で実施)	<p>区内に避難している被災者に対し、健康相談や戸別訪問等を実施しています。</p> <p>健康相談については、避難生活の中で気分の落ち込みなどのうつ傾向のある方やひきこもり、アルコール依存傾向など、こころの問題を抱える方を対象に、月 1 回、定期的に精神科医による「こころの相談」を東雲住宅に出張し実施しています。</p> <p>戸別訪問については、毎月 1 回、保健師による健康相談及び必要な支援のコーディネートを行うため実施し、必要に応じてこころの健康相談の利用をすすめ、継続支援を行っています。</p> <p>また、上記支援に資するために関係職員研修会及びスタッフカンファレンスを開催しています。</p>

事業名	担当課	事業内容
ふれあいサービス (家事・介護支援事業)	江東区社会福祉協議会	<p>区民一人ひとりが、住み慣れた我が家で安心して暮らせるよう、地域の方々の協力を得て家事・介護のお手伝いを行う、有償のボランティア活動を実施しています。</p>

(2) 多様な交流と居場所づくり

- 多様な交流と居場所づくりへの支援を通じて、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
青少年交流プラザ管理運営事業	青少年課	<p>青少年交流プラザの管理、情報提供及び青少年の居場所づくりを行っています。</p> <p>保育園や児童館、高齢者施設との交流を実施し、学校とは異なるコミュニティで自分の役割や有用性を見出し、自己有用感の醸成等に寄与しています。</p> <p>保育園での読み聞かせ講座、ハロウィンイベントと青少年交流プラザまつりで高齢者施設や児童館と交流を図っています。</p> <p>また、小中高生に居場所を提供するとともに、職員に悩み事を相談できる関係性を構築するため、ロビーワーク活動を実施しています。</p>

事業名	担当課	事業内容
青少年相談事業 (こうとうゆーすてっぷ) 【再掲】	青少年課	<p>ひきこもりや不登校、仕事、人間関係など、概ね中高生から40歳未満の方の幅広い悩みに対する総合相談の実施及び居場所の提供を行います。</p> <p>青少年交流プラザ内の居場所ルーム等で、ほっと一息つける居場所づくりや、社会参加のサポートを行います。</p> <p>また、情報提供や連携強化のため、関係機関との関係者会議を実施しています。</p>

事業名	担当課	事業内容
児童・高齢者総合施設管理運営事業	長寿応援課	<p>児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲）の管理運営及び高齢者の健康維持等に資する講習会や、こどもとの交流機会を提供するイベント等を開催しています。</p>

(3) 自殺未遂者・遺された人への支援

- 自殺未遂者への支援と遺された人への支援を通じて、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。
- 医療機関等と自殺未遂者に対する情報を共有し、支援につなげる体制作りを目指します。
- 遺された方に対して、各種相談窓口や支援に関する情報を区ホームページなどで提供するとともに、保健師等が面接等を通じて適切な支援を実施していきます。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
自殺未遂者対策の充実	保健予防課	医療機関等と自殺未遂者に対する情報を共有し、支援につなげる体制作りを目指します。

事業名	担当課	事業内容
遺された方への情報提供と支援の充実	保健予防課	遺された方に対して各種相談窓口や支援に関する情報を区ホームページを活用して提供するとともに、保健師等が面接等を通じて適切な支援を実施していきます。

事業名	担当課	事業内容
ゲートキーパー養成研修事業【再掲】	保健予防課	区役所職員や医療機関等職員に対するゲートキーパー研修で、自殺未遂者への対応や残された方への支援をテーマとすることを検討していきます。

事業名	担当課	事業内容
被災者支援事業 【再掲】	江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センター	<p>区内に避難している被災者に対し、交流サロンや戸別訪問等を実施しています。</p> <p>サロンについては、週 2 回、東雲住宅集会室において孤立化防止と情報提供を目的にサロンを設置しており、各種相談に応じています。また、月 1 回、子育て世帯を対象とした親子サロンを設置しています。</p> <p>戸別訪問については、生活相談、情報提供、見守り（孤立感の緩和）、生活状況の確認のため、社会福祉士、臨床心理士、ボランティアと共に戸別訪問を実施しています。</p>
	危機管理課 (保健予防課に執行委任し城東保健相談所・深川南部保健相談所で実施)	<p>区内に避難している被災者に対し、健康相談や戸別訪問等を実施しています。</p> <p>健康相談については、避難生活の中で気分の落ち込みなどのうつ傾向のある方やひきこもり、アルコール依存傾向など、こころの問題を抱える方を対象に、月 1 回、定期的に精神科医による「こころの相談」を東雲住宅に出張し実施しています。</p> <p>戸別訪問については、毎月 1 回、保健師による健康相談及び必要な支援のコーディネートを行うため実施し、必要に応じてこころの健康相談の利用をすすめ、継続支援を行っています。</p> <p>また、上記支援に資するために関係職員研修会及びスタッフカンファレンスを開催しています。</p>

基本施策5 児童生徒への支援の充実

(1) SOSの出し方に関する教育の推進

- 命や暮らしの危機に直面したときにも、問題を整理し適切に対処できる力を身につけられるよう、子どもの時からSOSの出し方に関する教育を推進します。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
健全育成事業	指導室	健全育成指導及び学校でのいじめ・不登校対策等の取り組みへの支援を実施しています。 児童・生徒の自殺を予防する取組の一つとして、SOSの出し方に関する教育を実施しています。小・中学校、義務教育学校において、年間指導計画に1単位時間以上を位置付けています。 いじめ問題連絡協議会において、SOSの出し方に関する教育についての協議を行い、今後の研修においても活用していきます。

事業名	担当課	事業内容
児童向け児童虐待防止普及啓発事業	こども家庭支援課	児童虐待防止の区民への啓発活動の一環として、児童自らSOSを出すことを目的とした啓発用グッズ（クリアファイル）を小学校低学年向け（小学3年生）と高学年向け（小学6年生）に毎年配布しています。

(2) 相談・支援体制の強化

- 子どもたちが、いつでも安心して相談できる支援体制づくりを推進します。
- 保健予防課では、なやみを相談できる窓口があることを周知するため、相談カードを作成し、区立中学生に配付しています。
- 今後、配布先施設を増やすなどして、周知を拡充していきます。

区 の 主 な 関 連 事 業

事業名	担当課	事業内容
青少年相談事業 (こうとうゆうそつぷ) 【再掲】	青少年課	ひきこもりや不登校、仕事、人間関係など、概ね中高生から40歳未満の方の幅広い悩みに対する総合相談を実施しています。 臨床心理士等、専門知識と経験を有する相談員による個別面談及び電話相談を行います。また、相談内容に応じてアウトリーチ（訪問）による支援も行います。

事業名	担当課	事業内容
まなびサポート事業	保護第一課 保護第二課	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子ども・保護者に対する養育支援・学習支援等を実施しています。 相談支援員による、ゲートキーパー研修や東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修等の受講を推進しています。 支援を通じて、本人・家庭の問題を把握し、適切な相談窓口や支援先の紹介等を行います。

事業名	担当課	事業内容
S N Sを活用した教育相談事業	教育支援課	<p>令和元年度より、区立の中学校、義務教育学校（後期課程）に在籍するすべての生徒を対象に、今まで相談したくても、誰にもできなかった悩みごとや困っていることを受け止める窓口として、L I N Eアプリを利用した相談窓口「江東区L I N E相談 2019」を開設しました。</p> <p>相談期間：令和元年8月26日～9月8日</p> <p>相談時間：17時～21時</p>

事業名	担当課	事業内容
相談カード配付事業	保健予防課	<p>なやみを相談できる窓口があることを周知するため、生徒手帳に挟んで携帯してもらえらるサイズの相談カードを作成し、区立中学生に配付しています。</p>

事業名	担当課	事業内容
心の発達相談事業	保健相談所	<p>児童の健全な成長と保護者の不安解消のため、心理相談員が継続した相談を実施しています。</p> <p>個別の相談において、その児の状況（ことばの遅れなど）に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある場合は他の相談窓口や支援先の紹介を行います。</p>

事業名	担当課	事業内容
小学校就学援助事業、中学校就学援助事業、小学校特別支援学級等児童就学奨励事業・中学校特別支援学級等生徒就学奨励事業	学務課	<p>小・中学校、義務教育学校への通学に伴い生じる学用品通学用品費、給食費等の支給を行っています。</p> <p>また、特別支援学級に通学・通級する児童生徒の保護者に対し、経済的な軽減が必要と認められる方へ、通学に伴い生じる学用品費、給食費等の支給を行っています。</p> <p>窓口対応において、本制度の申請受付以外に、家庭や学校生活で困難な状況について相談があった場合には他の相談窓口の紹介を行います。</p>

事業名	担当課	事業内容
幼稚園特別支援教育事業、小学校特別支援教育事業、中学校特別支援教育事業	教育支援課 学務課	心身障害児等の就園・就学相談、就園・就学後の各種支援を実施しています。 一人一人の発達及び障害に対し、必要に応じて教育相談を行うとともに、就園・就学相談時に、一人一人の状況に応じて、関係機関との連携をしています。

事業名	担当課	事業内容
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育支援課	問題を抱える児童・生徒へのきめ細かな支援を行うため、スクールソーシャルワーカー（S S W）を配置しています。 こどもが安心して登校できる環境づくりを目指し、派遣訪問や巡回訪問を通して、活動しています。

事業名	担当課	事業内容
教育相談事業	教育センター	不登校・いじめ・学習・進路・こどもの教育・行動などについての相談、区立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の教育内容に関する相談を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
適応指導教室事業	指導室	適応指導教室（ブリッジスクール）において、不登校のこどもに対して教育相談員・サポートスタッフによる学習指導及び心のケアを実施しています。

事業名	担当課	事業内容
スクールカウンセラー派遣事業	教育支援課	スクールカウンセラーを小・中学校・義務教育学校及び幼稚園に派遣し、悩みを抱えるこどもの相談や、保護者・教職員への助言・援助を行っています。 小学校第5学年、中学校第1学年(義務教育学校含む)については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
エンカレッジ体験活動事業	指導室	<p>平成26年度より、不登校児童・生徒等を対象にしたセーリングやカヌー等の体験活動を実施しています。</p> <p>課外活動を体験することにより、子どもたちに「生きる力」を身に付ける機会と場を提供しています。</p>

第5章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

「自殺対策庁内連携会議（仮称）」の設置（令和2年度）

副区長を会長として、関係部長等を構成員とする組織を立ち上げます。庁内各部署の連携を図り、全庁的な自殺対策の推進に向けた調整を行うとともに、計画の進捗状況の確認を行います。

「自殺対策ネットワーク会議（仮称）」の設置（令和2年度）

区職員と関係機関代表からなる組織を立ち上げ、区役所と関係機関が自殺対策の情報の共有を図るとともに、有機的な連携のあり方についても検討していきます。

第2節 進行管理

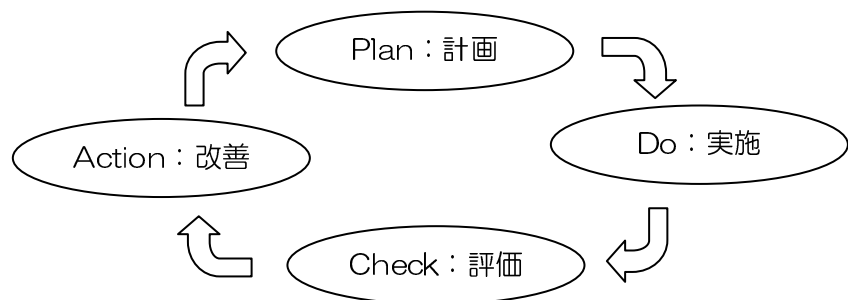
本計画はPDCAサイクルに基づいた進行管理を行っていきます。

P（Plan：計画）

D（Do：実施）

C（Check：評価）

A（Action：改善）



資料編

1 江東区自殺対策計画策定協議会設置要綱

平成31年2月6日
30江健保第1671号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、江東区自殺対策計画を策定するため、江東区自殺対策計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、江東区自殺対策計画の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、保健所長をもって充てる。

3 委員は、25名以内とし、別表に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から江東区自殺対策計画の策定が完了する日までとする。

(運営)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表(第3条関係)

医療関係者、弁護士、警察関係者、江東区立小学校長会会長、江東区立中学校長会会長、民生委員、児童委員、一般社団法人東京都江東産業連盟の代表者、江東区社会福祉協議会の代表者、経済課長、青少年課長、地域ケア推進課長、障害者支援課長、保護第一課長、こども家庭支援課長、指導室長、その他区長が必要と認める者

2 江東区自殺対策計画策定協議会委員名簿

令和元年度

	所属・役職等	氏名
関係機関	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター 医療サービス支援センター医療福祉相談室 ソーシャルワーカー 課長補佐	飯塚 美乃
	江東法曹倶楽部 弁護士	増田 亨
	江東区医師会 顧問	岡本 克郎
	江東区薬剤師会 理事	吉田 稔
	東京都立墨東病院 医事課 医療相談担当主任	辻 愛季子
	東京都立精神保健福祉センター 所長	平賀 正司
	NPO法人 メンタルケア協議会 理事	西村 由紀
	城東警察署 生活安全課防犯係長	大島 博樹
	小学校長会 代表 第一亀戸小学校 校長	関 哲也
	中学校長会 代表 有明中学校 校長	湯本 敬三
	江東区民生・児童委員協議会 亀戸地区副会長	横山 國子
	東京都江東産業連盟 事務局長	柳澤 廣次
江東区社会福祉協議会 総務課長	寒河江 徹	
関係部署	経済課長	桐越 智哉
	青少年課長	岩崎 裕之
	地域ケア推進課長	伊藤 裕之
	障害者支援課長	黒澤 智仁
	保護第一課長	古川 謙也
	こども家庭支援課長	加川 彰
	指導室長	伊藤 秀一
保健所長	北村 淳子	

